

## 協働のまちづくりに関する包括連携協定書

函館市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、それぞれが有する資源を有効に活用し、函館市民の誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりに協働で取り組むため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲および乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、函館市民のサービスの向上および地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 子ども・青少年の育成に関すること
  - (2) 文化・スポーツの振興に関すること
  - (3) 健康の維持増進に関すること
  - (4) 地域産業の振興および販路拡大に関すること
  - (5) 安全・安心に関すること
  - (6) その他、甲、乙の協議により決定した事項
- 2 甲および乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲および乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議のうえ、取り決めるものとする。
- 4 甲および乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

### （協定の有効期限）

第3条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から令和10年11月26日までとする。ただし、有効期限満了までに協議のうえ、甲および乙の合意が得られた場合は、さらに期間満了日の翌日から3年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更)

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲および乙が協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲および乙は、第2条に定める連携事項等の検討および実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報）を、開示者の書面による事前承認を得ずに第三者（乙の子会社、関連会社を除く）に開示・漏えいまたは本協定に定める目的以外のために使用してはならない。

2 甲および乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年11月27日

甲 北海道函館市東雲町4番13号  
函館市

函 館 市 長 大 泉 潤

乙 北海道函館市若松町2-5  
明治安田生命保険相互会社

函館支社 支社長 星野和昭